

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者住所

氏名又は名称

(TEL)

中高層建物直結給水方式事前協議書

直結給水方式を適用するにあたり、下記のとおり事前協議を申請いたします。

記

給水装置工事場所	
給水方式	直結給水方式 その他

建 物 概 要

階数	
1戸建専用住宅	水栓数： 栓
1戸建店舗等兼用住宅	業種： 店舗面積： 水栓数： 栓
集合住宅	1階： 戸 2階： 戸 3階： 戸 4階： 戸 1戸あたり水栓数： 栓
事務所・倉庫等	業種： 店舗面積： 水栓数： 栓 瞬間最大使用水量： ℓ / s
分岐口径	配水支管口径： φ mm 給水管取出口径： φ mm
給水栓高さ	地盤から最高位給水器具まで m
添付図面等	案内図 平面図
指定工事事業者	
主任技術者	氏名：
水圧測定	年 月 日 時 (担当：) 配水支管：最小 MPa (kgf/cm ²) 敷地内：最小 MPa (kgf/cm ²) 実測・換算

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者住所

氏名又は名称

(TEL)

中高層建物直結増圧給水方式事前協議書

直結増圧給水方式を適用するにあたり、下記のとおり事前協議を申請いたします。

記

給水装置工事場所	
給水方式	直結増圧方式 直結給水方式・直結増圧方式併用 その他
建 物 概 要	
階 数	階 建 物
一戸建専用住宅	水栓数： 栓
1戸建店舗等兼用住宅	業 種： 店舗面積： 水栓数： 栓
集合住宅	階 ～ 階： 戸 1戸あたり水栓数： 栓
事務所・倉庫等	業 種： 店舗面積： 水栓数： 栓 瞬間最大使用量： ℓ / s
分岐口径	配水支管口径：φ mm 給水管取出口径：φ mm
給水栓位置	地盤から最高位給水器具まで m 又は階数： 階
添付図面等	案内図 給水計画平面図 給水配管図
指定給水工事事業者	
主任技術者	氏 名：
水圧測定	年 月 日 時 (担当) 配水支管：最小 MPa (kgf/cm ²) 敷地内：最小 MPa (kgf/cm ²) 実測・換算

直結増圧給水装置設置計画書	
年 月 日受付 工事施工業者名	
直結増圧給水装置設置場所	
申込者（設置主）	
建物種類及び階数	木造 鉄筋コンクリート その他 階数
給水管及び量水器（局親メーター）	給水管 mm 量水器（局親メーター） mm ※増圧装置以下に局貸与メーターを設置する場合、局親メーターは無し
直結増圧給水装置の仕様	メーカー名： 型式： 出力： 全揚程： m 吐出量： m ³ /min
逆流防止装置	減圧式 複式
局親メーター設置の有無	・有 ・無
直結増圧給水装置以下の量水器	・有（局貸与量水器）： 個 ・有（私有量水器）： 個 ・無
完成年月日	年 月 日
管理責任者	
直結増圧給水装置配管 構造図・系統図	

様式第 4 号

受水槽方式の 3, 4 階までの建物を直結給水方式に改造する工事に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者 (所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

受水槽方式の 3, 4 階までの建物を直結給水方式に改造する工事について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
 - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
 - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。) に与えること。
 - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 2 水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者 (所有者) の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 5 申込者 (所有者) は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 6 申込者 (所有者) 及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。

直結増圧給水装置設置の省略に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者 (所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

6 階建て以下の建物を直結給水方式で新設、改造する場合の増圧給水装置設置の省略について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
 - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
 - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えること。
 - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、直結増圧給水装置が設置されていないことによる水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、使用者等に周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 5 申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 6 申込者（所有者）及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。

様式第 6 号

既存建物における高置水槽への直結給水に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者 (所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

既存建物で、受水槽及び高置水槽を使用し、受水槽を経由せずに高置水槽まで直結増圧給水を行い、また、貯水槽以下の直結給水していない給水設備の配管等を直結給水装置に切替える場合について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
 - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
 - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えること。
 - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 高置水槽以下の水質の保全並びに給水装置の修繕及び、その他維持管理は、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 5 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 6 申込者（所有者）は直結増圧給水装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し、速やかに対処いたします。

- 7 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため、専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。
- 8 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、管理者及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 9 申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 10 申込者（所有者）及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。

様式第7号

直結増圧給水装置に関する誓約書（新設・改造）

年 月 日

（あて先）高崎市上下水道事業管理者

申込者（所有者）

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

建物における（新設・改造）直結増圧給水について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
 - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
 - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えること。
 - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 直結増圧給水装置以下の水質の保全並びに給水装置の修繕及び、その他維持管理は、申込者（所有者）が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 2 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 5 申込者（所有者）は直結増圧給水装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し、速やかに対処いたします。
- 6 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため、専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。

- 7 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、管理者及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 8 申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 9 申込者（所有者）及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。
- 10 直結増圧給水装置の設置者（所有者）は使用者等に使用条件の周知を徹底し、直結増圧給水装置に起因するトラブル等については、当事者間で解決し、管理者に一切迷惑をかけません。